

プロポーザル評価基準表

業務名：大津町公式LINE機能拡充業務

※技術点は各項目5段階評価（5：特に優れている～1：劣る）で行い、得点は「配点×評価／5」で算定する。価格点は別途数式により算定する。

評価項目	評価事項	評価基準	配点	評価 (1-5)	得点
業務遂行力	会社概要・財務状況	会社の規模、財務・経営状況から本業務の履行能力はあるか。	5		
業務遂行力	業務実績	提案するシステムについて、地方公共団体の公式LINEアカウントへの導入実績があるか。	10		
企画提案	基本的な考え方（コンセプト）	提案の基本的な考え方は、本町の課題と事業の目的（住民サービスの向上・職員の業務効率化）に沿ったものとなっているか。	5		
企画提案	セグメント配信・情報発信	住民一人ひとりに必要な情報を届けるため、セグメント配信等の情報発信の仕組みが効果的に提案されているか。	10		
企画提案	機能性	住民の利便性向上と職員の業務効率化に資する機能が提供されているか。	10		
企画提案	リッチメニュー・操作性	住民が必要な情報や手続きに迷わずたどり着けるよう、リッチメニューの構成と画面・操作が分かりやすく工夫されているか。また、職員が容易に運用できるか。	15		
企画提案	移行・他システム連携	現行システムからの移行及び他システムとの連携が、住民に負担をかけず確実に行える提案となっているか。	10		
企画提案	セキュリティ	個人情報の保護及び不正配信の防止について、有効かつ適切なセキュリティ対策が講じられているか。	10		
企画提案	体制・スケジュール	実施体制が適切に組まれ、運用開始予定（令和9年2月1日）に向けた実効性のある工程となっているか。	5		
企画提案	運用支援・保守	運用開始後も、本町が公式LINEを継続的に活用・改善できる支援体制となっているか。	5		
技術点合計（小計）			85		0.0

【価格点の算定方式】 配点15点					
価格点は、提案された見積金額（令和8年度分）に令和9年度の年間費用を加えた額に基づき、次の数式により算定する。					
価格点 = 15 × （最低提示価格 ÷ 提示価格）					
※「最低提示価格」とは、本プロポーザルに参加した提案者全員の提示価格のうち、最も低い額をいう。					
※「提示価格」とは、評価対象とする提案者の次の①及び②の合計額（消費税及び地方消費税を含む額）をいう。					
① 見積金額（令和8年度分）：実施要領7（4）④に基づく初期費用（構築・移行等）及び令和9年3月までの運用費用（システム利用料等。最大で令和9年1月から3月までの3か月分）の合計					
② 令和9年度の年間費用：実施要領7（4）④に基づき記載された令和9年4月から令和10年3月までの年間費用					
※提案価格の上限額（1,826,000円）を超えるかどうかは、①の見積金額により判定する。					
※算定された価格点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。					
参考：価格点算定欄	最低提示価格（円）		提示価格（円）		

【総合評価点】 技術点（最大85点）＋価格点（最大15点）＝最大100点				
総合評価点	技術点	0.0	価格点	

【5段階評価の換算】（技術点の各項目に適用）				
評価	区分	内容	得点率	
5	特に優れている	提案内容が他者と比較して特に充実しており、本町に大きなメリットがある	配点 × 1.0	
4	優れている	提案内容が標準的水準を上回り、本町にとって有益である	配点 × 0.8	
3	標準的・妥当	提案内容が本町の要求水準を満たしている	配点 × 0.6	
2	やや劣る	提案内容が要求水準を一部しか満たさない	配点 × 0.4	
1	劣る	提案がない、又は要求水準を大きく下回り評価し難い	配点 × 0.2	

【採点上の留意事項】	
1	評価は、企画提案書等の記載内容並びにプレゼンテーション及び質疑応答により行う。
2	技術点の評価が1（劣る）となった項目が1項目でもある場合は、選定委員会において別途協議のうえ採用可否を判断する。
3	総合評価点が60点（満点の6割）に満たない者は、契約候補者として選定しない。
4	総合評価点は、各選定委員の技術点の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）に価格点を加えた点数とし、選定委員会において最終決定する。
5	総合評価点が同点となった場合は、以下の順序により優先順位を決定する。 （1）技術点（小計）の高い者を優先する。 （2）（1）でも同点の場合は、見積金額の安価な者を優先する。 （3）（1）及び（2）でも同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。